

はじめに

近年の環境問題は、科学技術の発達や生活水準の向上とともに自動車公害、生活排水による水質汚濁、廃棄物処理問題などのような都市・生活型公害や先端技術産業等で使用される有害化学物質による汚染、さらにはオゾン層の破壊、温暖化現象、酸性雨等地球的規模の環境問題に至るまでますます複雑多様化、広域化してきております。

こうした状況に対処するためには、総合的かつ長期的視野に立ち、従来の施策の一層の充実に加え、都市構造から経済活動、市民のライフスタイルの変革まで見すえた新しい環境政策を確立する必要があると、川崎市では平成3年12月に「川崎市環境基本条例」を制定したところであります。

当研究所といたしましても、これまで環境行政の科学的・技術的中核として、重要な役割の一翼を担ってまいりましたが、今後この条例の「人と環境にやさしい都市づくりを支援する総合的、科学的な研究」を基本理念に、21世紀を展望した新たな課題に的確に対応すべく調査研究体制の一層の充実に努めてまいり所存であります。

今後とも関係各位のご指導ご協力を賜りますようお願いいたします。

本年報第19号は、平成3年度における業務概要と調査研究結果をとりまとめたものでございます。

ご高覧の上、ご意見ご批判を戴ければ幸いに存じます。

平成5年3月

川崎市公害研究所
所長 山田 茂